

# 八女市立黒木中学校 PTA 規約

## 目 次

第1章 名称及び事務所	第7章 会計監査委員
第2章 目的及び活動	第8章 総会
第3章 方針	第9章 運営委員会
第4章 会員	第10章 役員会
第5章 経理	第11章 改正
第6章 役員	

## 細 則

第1条 運営委員会	第4条 母親委員会	第7条 副会長及び理事の選出
第2条 学年委員会	第5条 広報委員会	
第3条 地域生活安全委員会	第6条 校長	

## 令和6年度 八女市立黒木中学校 PTA 規約

### 第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、八女市立黒木中学校 PTA という。  
第2条 この会の事務所を八女市立黒木中学校におく。

### 第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における生徒・青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
- 1 よい保護者、教師になるように努める。
  - 2 家庭と学校の緊密な連絡によって生徒・青少年の生活を改善する。
  - 3 生徒・青少年の生活環境をよくする。
  - 4 公教育費を充実することに努める。

### 第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 生徒・青少年の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
  - 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
  - 3 この会または、この会の役員名で、公私の選挙の立候補者を推薦しない。
  - 4 学校の人事または管理には干渉しない。

## 第4章 会 員

第6条 この会の会員は次のとおりである。

- 1 八女市立黒木中学校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 八女市立黒木中学校の教職員。
- 3 本校の通学区内に居住し、この会の主旨に賛同する者。ただし、第3項に該当する者の入会は運営委員が決める。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

会費は、(3、000)円とし、分納することができる。

第8条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第9条 この会の会員は、全国、県、市のPTA協議会の会員となる。

## 第5章 経 理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

第14条 この会の役員は次のとおりである。

会長1名 副会長3名（内女性1名） 理事 3名（内女性1名以上）

書記1名 会計1名

第15条 会長、副会長、理事の選任については、選考委員会（理事会7名）で選出。

総会の承認を経て決定する。

- 1 副会長、理事は、学年単位で選出された6名により構成する。
- 2 会長については、原則前年度の運営委員から選出する。

第16条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任をさまたげない。

第17条 会長は次の職務を行う。

- 1 諸会議を招集し、議事を運営する。
- 2 書記・会計を委嘱する。
- 3 会長は、会計監査委員会を除くすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第19条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会並びに運営委員会、役員会の議事及び会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示に従い、この会の庶務を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会で決定した予算に基づいて行われる一切の会計事務を処理する。
- 2 年度末総会において、会計監査の監査を経た決算を報告する。
- 3 この会の財産を管理する。
- 4 予算の立案について協力する。

## 第7章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第22条 会計監査委員は、役員会において選出し、会長が委嘱する。

第23条 会計監査委員は、必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。会計監査委員は、会長の要請に応じて、運営委員会に参加し、意見を述べることができる。

第24条 会計監査委員の任期は1年とする。

## 第8章 総 会

第25条 総会は、全会員をもって構成され、この会の承認事項並びに議決事項を議決する機関である。

第26条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回以上開催する。臨時総会は運営委員が必要と認めた時開催する。

第27条 総会は、会員の現在数の5分の3以上出席しなければ、その議事を開き、議決できない。ただし、委任状は認める。

第28条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第9章 運営委員会

第29条 この会に次の専門委員会を置く。

各学年委員会 地域生活安全委員会 母親委員会 広報委員会

第30条 運営委員会は、役員、各学年委員会の長（各学年委員会の互選による）、学年代表によって構成され、役員、会計監査委員の権限外の事務を処理し、総会より委任された事項を処理するとともに総会に提出する議案を調整する。

第31条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に開催する。

第32条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第33条 運営委員会の活動に必要な事項は細則に定める。

## 第10章 役 員 会

第34条 理事会は、会長、副会長、理事、（書記・会計）をもって構成され、総会及び運営委員会に提出する議案を調整するとともに、総会の委任事項並びに緊急な事項について処理する。

第35条 理事会は、会長が必要と認めた時に開催する。

## 第11章 改 正

第36条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第37条 この規約は、昭和54年4月25日より実施する。

(昭和62年4月25日 一部改正)	(昭和63年4月23日 一部改正)
(平成4年4月17日 一部改正)	(平成12年4月21日 一部改正)
(平成14年4月19日 一部改正)	(平成19年4月13日 一部改正)
(平成23年4月15日 一部改正)	(平成24年4月20日 一部改正)
(平成25年4月19日 一部改正)	(平成26年4月25日 一部改正)
(平成27年4月24日 一部改正)	(平成28年4月22日 一部改正)
(令和元年7月25日 一部改正)	(令和4年4月15日 一部改正)
(令和6年4月19日 一部改正)	

## 細 則

### 第1条 規約第33条による運営委員会の細則を次のとおりとする。

- 1 建設に関すること、学校の教育環境保全、充実に努める。
- 2 保健、厚生に関すること、生徒の福祉増進に努める。
- 3 教養、広報、校外補導、交通事故防止に関すること。
  - ① 会員の教養の進展向上に努める。
  - ② 本校生徒の校外指導計画に協力し、各分会の会員と緊密な連絡をとりながら校外生活の善導に努める。
  - ③ 本校生徒の交通安全指導に協力し、各分会の会員と緊密な連絡をとり、交通事故防止に努める。

### 第2条 学年委員会

この会は、学級委員長並びに学年担当の職員をもって構成する。学年委員長は、学級委員長の互選により選出し、学年主任(代表)とともに、運営委員となる。また、学年委員長は広報委員も兼務する。

- 1 学年委員会は、生徒指導計画に協力し、生徒のよい習慣、態度を育成する。
- 2 学級会は、1の目標を達成するために必要な学級委員を設ける。学級委員は、各学級（原則男1女1）から選出された者で構成し、委員の互選により学級委員長を置く。

### 第3条 地域生活安全委員会

この会は、各地区で選出された地域生活安全委員と役員2名により構成する。委員長は役員の互選により選出し、本会の運営委員となる。

地域生活安全委員会は、地域活動の企画、推進にあたる。また本校生徒の校外指導計画、交通安全指導に協力し、各地域の会員と緊密な連絡をとり、生徒の校外生活の善導、交通事故の防止に努める。

※地区割については、黒木中学校PTA役員選考内規による。

### 第4条 母親委員会

この会は、学年単位で選出された母親委員と役員2名により構成する。

委員長は役員の互選により選出し、本会の運営委員となる。

母親委員会は、母親の教養を高め、健全な中学生育成のための研修に勤め、母親としての正しい理解を深める。

### 第5条 広報委員会

この会は、役員2名と学年委員長3名の5名により構成する。委員長は、役員の互選により選出し、本会の運営委員となる。

広報委員会は、会員の意識の向上と実践的態度づくりのための広報紙を発刊し、会員への課題の提供と啓蒙に努める。

### 第6条 校長は、学校管理並びに教育上、各会議に出席して意見を述べることができる。